

登録美術品の対象拡大（存命中の作家の作品を追加）に係る検討事項

1. 登録にあたっての基準について

(1) 基本的な考え方

- 原則、「作品」本位で評価することが必要ではないか。

以下の要件を基準とすることは適当か。

(2) 作品の評価について

① 芸術的・学術的・文化的価値を有していること。

② 制作されてから一定期間の年月が経過していること。

- ・一定期間の年数は如何ほどか。20年～50年程度か。

③ 国立館等の展覧会で当該作品の公開実績があること。

- ・国内外の国立美術館（博物館）でよいか。
- ・国立館以外は対象とするのか、その場合は、どの範囲までを対象とするか。
- ・美術館の主催展のほか、共催展や個展、公募展も対象とするか。
- ・公開実績には、期間及び回数は問わないのか。

④ 作品に関する客観的な学術的文献等によって価値が評価されていること。

- ・学術的文献とはどういったものが対象となるのか。
- ・学術的文献に掲載されているだけで評価されていると言えるのか。

⑤ その他の要件

- ・中長期にわたって公開できる作品であることが必要。
- ・大量の複製物がある作品や無形と有形の組み合わせの作品、システムも含めて構成される作品など、現代アート特有の作品を対象とするか否か。

(3) 作家の評価について

① 国内外の国立美術館（博物館）で作品所有されている作家であること。

- ・ 国立館のみを対象とするのか。海外も同様か。
- ・ 作品所有が必要であって、作品占有（寄託）ではない。

② 世界的・歴史的に評価の高い芸術祭への招聘実績があること。

- ・ 国内のトリエンナーレ、ビエンナーレも対象か。世界的に評価の高い基準は何か。

③ 芸術選奨文科大臣賞等の受賞歴があること。

- ・ 国の評価が必要か。国際評価又は国の評価以外の受賞歴を対象とするか。

④ その他要件

2. 作品を公開する美術館について

- 作品の特性（劣化しやすい素材等）を踏まえ、国立美術館（博物館）など、一定のレベルで作品の管理・公開することが可能な施設であること。
 - ・ 国立館に限らず、作品の管理・公開が適切に実施できる館でよいか。その場合の判断は何か。現代アートの管理・公開の実績のある館のことか。

3. その他

- 存命中の作家の作品を追加するにあたり、本制度の趣旨（優れた美術品の公開促進）を確保するために講ずべき必要な措置はあるのか。
- 制度の適正な利用を促進する観点から、申請の際に公開に係る誓約書の提出を求めるなど、運用の改善を図ることが考えられるか。